

岩手県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年4月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護療養型医療施設

名 称	所在地	廃止年月日
社団医療法人鶯宿温泉病院	岩手郡雫石町南畑第32地割265番地	平成13年10月31日